

# 新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針に係る変更内容の概要

## オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

### 保健医療への 負が高まった 場合の対応

令和3年11月8日のコロナ分科会提言で示されたレベル分類について、**医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応し、外来医療の状況等に着目したレベル分類に見直した**上で、各段階に応じた感染拡大防止措置を講じる。

また、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負が高まった場合の対応について」に基づき、新レベル分類における各段階に応じた協力要請・呼びかけを行う。

### ①「医療ひっ 迫防止対策 強化宣言」に 基づく対策

新レベル分類の「**レベル3 医療負荷増大期**」においては、地域の実情に応じて、都道府県が「**医療ひっ迫防止対策強化宣言**」を行い、**住民に対して**、感染拡大の状況や、医療の負荷の状況に関する**情報発信を強化**するとともに、**より慎重な行動の協力要請・呼びかけを実施**すること、**事業者に対して**、多数の欠勤者を前提とした**業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけを実施すること等を選択肢とした取組を行う**。国は、当該都道府県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」と位置づけ、既存の支援に加え、必要に応じて支援を行う。

### ②「医療非常 事態宣言」に 基づく対策

新レベル分類の「**レベル3 医療負荷増大期**」において、急速な感染拡大が生じている場合や、上記の「**医療ひっ迫防止対策強化宣言**」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり、社会インフラの維持にも支障が生じる段階（新レベル分類の「**レベル4 医療機能不全期**」）になることを回避するために、国は、**当該都道府県を「医療非常事態地域」として位置づける**。当該都道府県は、**住民及び事業者に対して**、**人との接触機会の低減について**、より強力な**要請・呼びかけを行う**。